

第 4 5 号 議 案

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年新宿区条例第 47 号)の一部を次のように改正する。
別表区長の部に次のように加える。

- | |
|--|
| (8) 予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）によるものを除く。）の実施に関する事務であって規則で定めるもの |
|--|

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年 10 月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

（提案理由）

新宿区において個人番号を独自に利用する事務及び特定個人情報を連携して利用する事務に予防接種の実施に関する事務を加える必要があるため